

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
公立大学法人下関市立大学一般事業主行動計画

令和7年3月28日制定

公立大学法人下関市立大学に勤務する全ての職員が、男女ともそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境の整備を行うとともに、仕事と家庭の両立支援体制の充実を目指し、次のとおり一般事業主行動計画を制定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

【目標1】

女性の活躍推進及び男女共同参画の観点から、計画期間中に管理職に占める女性比率を毎年度25%以上にする。

【取組内容】

(令和7年4月から毎年度)

- ・役職別の能力要件を明示し、職員がキャリア形成のイメージ意欲を持つことができるようにする。

【目標2】

職員の年次有給休暇取得率を期間中毎年度50%以上とする。

【取組内容】

(令和7年度4月から毎年度)

- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、取得率の低い職員は所属長及び本人へ通知する。
- ・年次有給休暇の計画的利用について年に複数回、全職員へ周知する。